

# 一般社団法人五島市交通安全協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人五島市交通安全協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県五島市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、交通状態の改善を図り交通の安全と円滑を促進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 交通事故防止及び交通道德の高揚に関する啓発宣伝
- (2) 交通安全施設の整備改善及び交通能率の増進に関する調査研究
- (3) 交通事故を防止するための体系的な交通安全教育の実施
- (4) 交通安全に関する各種資料の刊行及び頒布
- (5) 交通関係功労者(団体を含む)及び優良運転者の表彰
- (6) 長崎県証紙売りさばき事業
- (7) その他この法人の目的達成に必要な事業

## 第2章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、五島警察署管内に住所又は事業所を有する者で、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体(以下「会員」という。)をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会で定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに理事会で定めるところにより、その旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を6ヶ月以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (4) 住所又は事業所を五島警察署管内以外に変更したとき

(会員資格の喪失に伴う権利)

第11条 前3条の規定により、会員がその資格を喪失したときは、会員としての一切の権利を喪失し、既に納めた会費その他この法人の資産に対して何らの請求をすることはできない。

## 第3章 特別協力者

(特別協力者)

第12条 五島警察署管内に住所を有する運転免許所有者で協力の申し入れがあった者を特別協力者とする。

2 特別協力者は、別に定める特別協力費を納入するものとする。

## 第4章 役 員

(役員の設定)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 20名以上25名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名以上5名以内を副会長、又必要あるとき1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

4 副会長のうち1名を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。専務理事を置く場合には、専務理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 第1項の規定により理事を選任する場合は、各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は、3親等内の親族その他特殊の関係にあるものである理事の合計数が、理事総数の3分の1以下とする。

4 前項の規定は、監事にも準用する。

(理事の職務及び権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、専務理事は、会長を補佐して、当法人の業務を執行する。

4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第16条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第17条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠のため選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第18条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

2 前項の規定にかかわらず、常勤の専務理事に対しては総会において決議した額を報酬等として支給することができる。

## 第5章 顧問・参与

(顧問・参与)

第20条 この法人に、任意の機関として、若干名の顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、この法人のため特に功労がある者及び学識経験のある者等の中から、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、事業遂行に関する意見を開述する。

4 参与は、会務に参加し、事業遂行に関し意見を開述する。

5 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第6章 総会

(種類)

第21条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

3 第1項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(構成)

第22条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第23条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事を選任又は解任

- (3) 専務理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
(招集)

第24条 総会は、法令に別に定めがある場合を除き理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するには、会長は総会の日1週間前までに会員に対して、総会の日時、場所及び総会の目的たる事項があるときは、当該事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。ただし、理事会の決議により、書面によって議決権を行使することとする旨を定めた場合には、総会の日2週間前までにその通知を発しなければならない。

3 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第26条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

2 総会に出席しない会員は、代理人によって、又は理事会において書面によって議決権を行使することができる旨を決議したときは、書面によりその議決権を行使することができる。この場合において前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(決議)

第27条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第13条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長が出席した会員の中から指名した2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 理事会

(設置及び構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事、専務理事の選定及び解職
- (4) この定款で定めるもののほか、規則、規定及び細則の制定、改正及び廃止

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各副会長が理事会を招集する。

3 理事会を招集するには、会長は、理事会の日1週間前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 資産及び会計

(基本財産)

第34条 この法人の目的である事業を行うために理事会で定める不可欠な財産をこの法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分をするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会で報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(7) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第7号の書類については定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類について

はその内容を報告し、第4号、第5号及び第7号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(余剰金)

第38条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関する事項については、理事会において別に定める。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、網本定信とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 社員(会員)名簿

社員(会員)が多数なため、総数の表示とさせていただきます。なお、会員から会員権利の行使を目的とした正当な理由で、請求があったときには氏名、住所を開示します。

平成25年 3月31日現在      社員(会員)総数      115人

# 役員名簿

理事25名(会長、副会長を含む)、監事2名

平成25年6月1日現在

役職	氏名	常勤・非常勤	備考
理事	網本 定信	非常勤	会長
〃	田浦 巖	〃	副会長
〃	松尾 繁	〃	副会長
〃	江頭 久美	〃	副会長
〃	坂谷 善衛	〃	
〃	松本 豊	〃	
〃	山本 稔	〃	
〃	坂井 成光	〃	
〃	山里 一郎	〃	
〃	平村 和弘	〃	
〃	畑中 重徳	〃	
〃	出口 敬介	〃	
〃	本常 行洋	〃	
〃	才津 隆文	〃	
〃	小島 桂一郎	〃	
〃	松下 とみの	〃	
〃	真弓 七男	〃	
〃	佐藤 しづ子	〃	
〃	平山 紀久博	〃	
〃	三浦 直人	〃	
〃	近藤 茂八	〃	
〃	浦 正征	〃	
〃	野口 榮	〃	
〃	谷口 久次	〃	
〃	柿森 誠	〃	
監事	野口 喬史	〃	
〃	佐々野 俊男	〃	

# 平成24年度 事業経過報告書

平成24年4月1日～平成25年3月31日

月	日	広報活動の実施	日	安全指導の実施	日	その他(会議等の開催)
4	6~15	春の全国交通安全運動 のぼり旗の設置(12支部 600本) 安全運動啓発チラシ作成配布(500枚) 車両広報パレード(福江) 交通安全街頭キャンペーン(吉久木)	10	黄色帽子・カバーの贈呈(310個)	24	会計監査(事務所)
			11	自転車街頭指導(反射材の配布)	27	国体準備委員会総会(市内)
	6		12	高齢者宅訪問活動(松山地区)		
	6		13	飲酒運転追放キャンペーン(飲食店) 交通安全教室への指導協力(各小学校)		
5	行楽期の交通事故防止車両広報	14	違法駐車車両に対する街頭指導	9	会長・副会長会議(事務所)	
		15	「キラリの日」街頭キャンペーン 交通安全教室への指導協力(各小学校)	17 29 31	理事会(事務所) 長崎県交通安全協会評議員会(長崎市) 通常総会(市内)	
6	交通事故防止車両広報	6~8	交通安全指導員研修会(長崎市)	4	県地活推進委員協議会総会(長崎市)	
		11	違法駐車車両に対する街頭指導			
		18	「キラリの日」街頭キャンペーン			
7	11~20	夏の交通安全県民運動 のぼり旗の設置(12支部 600本) 安全運動啓発チラシ作成配布(500枚) 交通安全街頭キャンペーン(吉久木) 交通安全街頭キャンペーン(大浜)	11~20	登校児童等の街頭指導	2	「脇見・ぼんやり運転」防止チラシ全世帯配布
	12		高齢者宅訪問活動(木場地区)	6	役員支部長合同会議(事務所)	
	11		13	「キラリの日」街頭キャンペーン	20	市安全なわが街役員会議(市役所)
	17		13	飲酒運転追放キャンペーン(飲食店)	26	子ども自転車安全運転競技県大会 (福江小学校出場)
	20		18	「早めのライト点灯」街頭キャンペーン		
8	交通事故防止車両広報	9	違法駐車車両に対する街頭指導			
9	21~30	秋の全国交通安全運動 のぼり旗の設置(12支部 600本) 安全運動啓発チラシ作成配布(500枚) 交通安全街頭キャンペーン(吉久木) 交通安全啓発車両パレード(福江)	21~30	登校児童等の街頭指導	10	役員支部長合同会議(事務所)
	24		高齢者宅訪問活動(三尾野地区)	21	優良運転者表彰伝達式(五島署)	
	21		26	交通安全グラウンドゴルフ大会(中央公園)		
	21		27	電動車イス実技講習会(大津地区)		
	21		27	飲酒運転追放キャンペーン(飲食店)		
10	交通事故防止車両広報	15	「キラリの日」街頭キャンペーン			
11	交通事故防止車両広報	15	「キラリの日」街頭キャンペーン	2	免許更新時講師研修会(大村市)	
		20・22	高齢者交通安全教室(自動車学校)	5	事務局長ブロック会議(長崎市)	
		22	飲酒運転追放キャンペーン(飲食店)			
12	8	交通安全啓発徒歩パレード(本山)	12	違法駐車車両に対する街頭指導	1	免許窓口職員研修会(大村市)
	12~21	年末の交通安全県民運動 のぼり旗の設置(12支部 600本) 安全運動啓発チラシ作成配布(500枚) 交通安全街頭キャンペーン(吉久木)	12~21	登校児童等の街頭指導		
	12		17	「キラリの日」街頭キャンペーン		
	12		19	高齢者宅訪問活動(籠淵地区)		
17	21		飲酒運転追放キャンペーン(飲食店)			
1	交通事故防止車両広報	15	「キラリの日」街頭キャンペーン	4	新年祝賀交歓会(市内)	
		18	交通安全国民運動中央大会			
2	交通事故防止車両広報	7	福江小学校交通少年団入退団式	20	定期立入検査(主務官庁)	
		8	緑丘小学校交通少年団入退団式	26	長崎県交通安全協会評議員会(長崎市)	
		14	交通安全指導員ブロック研修会(上五島署)			
		27	高齢者宅訪問活動(上大津地区)			
3	交通事故防止車両広報	11	違法駐車車両に対する街頭指導	19	福江小・緑丘小卒業式	
		15	「キラリの日」街頭キャンペーン	19 28	理事会・役員支部長会議(市内) 五島市ヘカーブミラー23基を寄贈	
その他	固定看板による交通安全広報啓発 交通安全指導員による車両広報 夕暮れ時の早め点灯運動の推進 チャイルドシート貸出し事業 夜間蛍光反射タスキ・リストバンドの無償配布(免許更新時に希望者へ配布)		交通安全指導員による街頭指導 交通安全指導員による自転車安全指導 交通安全指導員による保育園、幼稚園 老人会に対する交通安全教育、指導		長崎県証紙販売業務 交通安全資料・ビデオ等の貸出、斡旋	



# 貸借対照表

平成25年3月31日現在

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	1,684,592	1,723,263	△ 38,671
貯蔵品(証紙)	104,640	41,830	62,810
流動資産合計	1,789,232	1,765,093	24,139
2. 固定資産			
(1) 基本財産(維持運営基金)			
投資有価証券(国債)	219,005,700	408,880,300	△ 189,874,600
定期預金	20,000,000	20,000,000	0
普通預金	213,317,001	13,317,001	200,000,000
基本財産合計	452,322,701	442,197,301	10,125,400
(2) 特定資産			
維持運営保全引当資産	8,400,000	7,900,000	500,000
退職給与引当資産	900,000	900,000	0
減価償却引当資産	900,000	900,000	0
特定資産合計	10,200,000	9,700,000	500,000
(3) その他の固定資産			
建物	18,291,840	18,978,405	△ 686,565
車両運搬具	25,853	34,473	△ 8,620
器具備品	451,500	602,000	△ 150,500
電話加入権	87,900	87,900	0
その他の固定資産合計	18,857,093	19,702,778	△ 845,685
固定資産合計	481,379,794	471,600,079	9,779,715
資産合計	483,169,026	473,365,172	9,803,854
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
預り金	228,372	172,699	55,673
流動負債合計	228,372	172,699	55,673
2. 固定負債			
退職給与引当金	970,200	970,200	0
固定負債合計	970,200	970,200	0
負債合計	1,198,572	1,142,899	55,673
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 一般正味財産	481,970,454	472,222,273	9,748,181
(うち基本財産への充当額)	452,322,701	442,197,301	10,125,400
(うち特定資産への充当額)	10,200,000	9,700,000	500,000
正味財産合計	481,970,454	472,222,273	9,748,181
負債及び正味財産合計	483,169,026	473,365,172	9,803,854

# 財 産 目 録

平成25年3月31日現在

科 目	金 額	金 額
<b>I 資産の部</b>		
1. 流動資産(現金及び預金)		
現金手許有高	141,217	
普通預金 十八銀行福江支店	1,203,755	
普通預金 親和銀行福江支店	75,434	
普通預金 福江信用組合	235,460	
普通預金 親和銀行福江支店	28,726	
貯蔵品(長崎県収入証紙)	104,640	
流動資産合計		1,789,232
2. 固定資産		
(1)基本財産(維持運営基金)		
投資有価証券 第59回利付国債	110,915,400	
投資有価証券 第60回利付国債	108,090,300	
普通預金 十八銀行福江支店	204,317,001	
普通預金 親和銀行福江支店	9,000,000	
定期預金 親和銀行福江支店	10,000,000	
定期預金 福江信用組合	10,000,000	
基本財産(維持運営基金)合計	452,322,701	
(2)特定資産		
維持運営保全引当資産	8,400,000	
普通預金 十八銀行福江支店		
退職給与引当資産	900,000	
定期預金 十八銀行福江支店		
減価償却引当資産	900,000	
普通預金 親和銀行福江支店		
特定資産合計	10,200,000	
(3)その他固定資産		
建 物 事務所及び車庫	18,291,840	
車両運搬具 広報車両2台	25,853	
器具備品 交通教室用模擬信号機一式	451,500	
電話加入権	87,900	
その他固定資産合計	18,857,093	
固定資産合計		481,379,794
資 産 合 計		483,169,026
<b>II 負債の部</b>		
1. 流動負債		
預り金 職員社会保険、源泉税預り金	228,372	
流動負債合計		228,372
2. 固定負債		
退職給与引当金(職員1名分)	970,200	
固定負債合計		970,200
負 債 合 計		1,198,572
正 味 財 産		481,970,454

# 正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

科 目	予算額	決算額	増減	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	6,500,000	5,086,777	△ 1,413,223	預金利息、国債利息
受取会費	4,500,000	3,964,152	△ 535,848	一般会費、特別会費
証紙売上	30,000,000	29,614,090	△ 385,910	長崎県収入証紙売上
手数料及使用料	234,000	212,847	△ 21,153	コピー使用料、事務所使用料等
寄附金	100	0	△ 100	
雑収入	24,000	7,500	△ 16,500	県協会からの自転車教育費
【経常収益計】	41,258,100	38,885,366	△ 2,372,734	
(2) 経常費用				
事業費				
啓蒙宣伝費	5,000,000	2,379,086	△ 2,620,914	のぼり旗、チラシ、黄色帽子、看板等
支部等活動費	800,000	784,000	△ 16,000	支部及び女性部会活動費
表彰費	50,000	46,630	△ 3,370	無事故優良運転者等表彰
印刷製本費	95,000	93,072	△ 1,928	事務封筒、伝票、領収証、ゴム印
旅費交通費	100,000	72,540	△ 27,460	自転車長崎県大会大会
通信運搬費	100,000	75,811	△ 24,189	切手、運送代、電話代
支払手数料	5,000	2,895	△ 2,105	送金手数料
消耗品費	60,000	43,144	△ 16,856	事務用品、コピー用紙
水道光熱費	3,000	1,198	△ 1,802	水道、電気、ガス
租税公課	229,400	227,300	△ 2,100	収入印紙、自動車税
広報車維持費	300,000	306,783	6,783	ガソリン、車両保険、車両検査代
給料手当	8,092,000	8,081,100	△ 10,900	職員給料、賞与
法定福利費	1,135,000	1,170,411	35,411	各種社会保険料
福利厚生費	350,000	344,489	△ 5,511	健康診断手数料、退職金共済掛金
証紙仕入	29,000,000	28,679,281	△ 320,719	長崎県収入証紙仕入
物品仕入	35,000	41,020	6,020	反射材等幹旋物仕入
諸雑費	350,000	321,721	△ 28,279	パソコン、コピーリース料、保守料
減価償却費	198,972	198,972	0	建物等減価償却費
管理費				
会議費	70,000	54,695	△ 15,305	通常総会会場費、理事会
印刷製本費	60,000	48,441	△ 11,559	総会資料印刷代
旅費交通費	75,000	97,000	22,000	県協会会議、研修会
通信運搬費	50,000	39,650	△ 10,350	総会通知切手代、運送代、電話代
支払手数料	10,000	9,290	△ 710	郵便振替手数料
消耗品費	30,000	21,320	△ 8,680	事務用品、コピー用紙
水道光熱費	200,000	200,092	92	水道、電気、ガス
渉外費	50,000	53,979	3,979	慶弔費
諸負担金	110,000	104,000	△ 6,000	県協会会費、各種団体負担金
広報車維持費	50,000	43,817	△ 6,183	ガソリン、車両保険、車両検査代
事務所維持費	82,000	81,790	△ 210	火災保険料
租税公課	240,000	208,000	△ 32,000	事務所・車庫固定資産税
報償費	400,000	265,000	△ 135,000	理事会費用弁償
給料手当	473,000	471,750	△ 1,250	職員給料、賞与
法定福利費	70,000	69,755	△ 245	各種社会保険料
福利厚生費	20,000	16,191	△ 3,809	健康診断手数料、退職金共済掛金
諸雑費	350,000	879,649	529,649	コピーリース料、保守料、税理士報酬
減価償却費	646,713	646,713	0	建物等減価償却費
【経常費用計】	48,890,085	46,180,585	△ 2,709,500	
評価損益等調整前 当期経常増減額	△ 7,631,985	△ 7,295,219	336,766	
有価証券評価益 当期経常増減額	0	8,817,800	8,817,800	国債期末評価益
【経常増減計】	△ 7,631,985	1,522,581	9,154,566	
2. 経常外増減の部			0	
(1) 経常外収益			0	
有価証券売却益	0	6,918,000	6,918,000	国債売却益
有価証券償還益	0	1,307,600	1,307,600	国債売却時償還益
【経常外収益計】	0	8,225,600	8,225,600	
(2) 経常外費用				
【経常外費用計】	0	0	0	
【経常外増減計】	0	8,225,600	8,225,600	
当期一般正味財産増減額	△ 7,631,985	9,748,181	17,380,166	
一般正味財産期首残高	472,222,273	472,222,273	0	
一般正味財産期末残高	464,590,288	481,970,454	17,380,166	

# 平成25年度 事業計画書

平成25年4月1日～平成26年3月31日

月	日	広報活動の実施	日	安全指導の実施	日	その他(会議等の開催)
4	6~15	<b>春の全国交通安全運動</b> のぼり旗の設置(12支部 600本) 安全運動啓発チラシの作成配布(500枚) 交通安全車両広報パレード(市役所) 交通安全街頭キャンペーン(吉久木) 自転車街頭キャンペーン	8~15	登校児童等の街頭指導 小学1年生に対して黄色帽子及び ランドセルカバーの贈呈(340個) 高齢者宅訪問活動(松山地区) 飲酒運転根絶キャンペーン 交通安全教室への指導協力(各小学校)		
	8		10		13	三役会議・会計監査(事務所)
	8		11		16	第1回理事会(事務所)
	15		12		21	県交通安全協会理事会(長崎市)
5	1	<b>啓発チラシの全世帯配布(18,000枚)</b> 行楽期の交通事故防止広報	2	飲酒運転根絶キャンペーン 違法駐車車両に対する街頭指導 キラリの日街頭キャンペーン 交通安全教室への指導協力(各小学校)	13	平成25年度第1回定時総会(市内)
			13		21	地交活推進委員協議会県総会
			15		31	県交通安全協会評議員会(長崎市)
6		梅雨期の交通事故防止車両広報		違法駐車車両に対する街頭指導 交通安全指導員研修会(長崎市内)	3	地交活推進委員協議会県総会
7	10~19	<b>夏の交通安全県民運動</b> のぼり旗の設置(12支部 600本) 安全運動啓発チラシの作成配布	10~19	登校児童等の街頭指導 高齢者宅訪問活動 飲酒運転根絶キャンペーン	12	県交通安全協会評議員会(長崎市)
					25	子ども自転車安全運転競技県大会
8		居眠り運転等過労運転防止車両広報		違法駐車車両に対する街頭指導		県下安全協会長・事務局長会議
9	21~30	<b>秋の全国交通安全運動</b> のぼり旗の設置(12支部 600本) 車両広報パレード(各地区) 安全運動啓発チラシの作成配布	21~30	登校児童等の街頭指導 交通安全街頭キャンペーン 高齢者宅訪問活動 高齢者交通安全グラウンドゴルフ大会		役員支部長合同会議
						優良運転者表彰伝達式(五島署)
10		車両による広報活動の実施		違法駐車車両に対する街頭指導 交通安全教室への指導協力(各小中学校)		免許更新時講師研修会(大村市)
11		車両による広報活動の実施		違法駐車車両に対する街頭指導		公益法人定期立入検査(県警)
12	15~24	<b>年末の交通安全県民運動</b> のぼり旗の設置(12支部 600本) 安全運動啓発チラシの作成配布 本山地区交通安全徒歩パレード	13~22	登校児童等の街頭指導 交通安全街頭キャンペーン 高齢者宅訪問活動 違法駐車車両に対する街頭指導		役員支部長合同会議
						免許事務職員研修会(長崎市)
1		車両による広報活動の実施		違法駐車車両に対する街頭指導		交通安全国民運動中央大会
2		車両による広報活動の実施		緑丘小学校交通少年団入退団式 福江小学校交通少年団入退団式		交通安全指導員ブロック研修会
3		車両による広報活動の実施		違法駐車車両に対する街頭指導		第2回理事会
その他		固定看板による交通安全広報啓発 交通安全指導員による車両広報 夕暮れ時の早め点灯運動の推進 チャイルドシート貸し出し事業		交通安全指導員による街頭指導 交通安全指導員による自転車安全指導 交通安全指導員による保育園、幼稚園 老人会に対する交通安全教育、指導		長崎県証紙販売業務 交通安全ビデオ等の貸し出し 交通事故防止用品(反射材)の斡旋・販売
		日を定めて行う運動 交通安全の日～「毎月20日」(車両広報の実施)		キラリの日～「毎月15日」(街頭キャンペーンの実施)		
		ガードレールの寄贈(五島市) 夜間反射材の希望者への無償配布(免許更新時)		小中学校児童・生徒への交通事故防止対策		

# 平成25年度 収支予算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

科 目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	4,500,000	6,500,000	△ 2,000,000	預金利息、国債利息
受取会費	4,000,000	4,500,000	△ 500,000	一般会費、特別協力費
証紙売上	30,000,000	30,000,000	0	長崎県収入証紙売上
手数料及使用料	234,000	234,000	0	コピー使用料、事務所使用料等
寄附金	100	100	0	
雑収入	7,500	24,000	△ 16,500	県協会からの自転車教育費
【経常収益計】	38,741,600	41,258,100	△ 2,516,500	
(2) 経常費用				
事業費				
啓蒙宣伝費	5,500,000	5,000,000	500,000	のぼり旗、チラシ、黄色帽子、看板等
支部等活動費	800,000	800,000	0	支部及び女性部会活動費
表彰費	50,000	50,000	0	無事故優良運転者等表彰
印刷製本費	95,000	95,000	0	事務封筒、伝票、領収証、ゴム印
旅費交通費	75,000	100,000	△ 25,000	自転車長崎県大会大会
通信運搬費	80,000	100,000	△ 20,000	切手、運送代、電話代
支払手数料	5,000	5,000	0	送金手数料
消耗品費	50,000	60,000	△ 10,000	事務用品、コピー用紙
水道光熱費	0	3,000	△ 3,000	水道、電気、ガス
租税公課	190,100	229,400	△ 39,300	法人所得税、自動車税
広報車維持費	300,000	300,000	0	ガソリン、車両保険、車両検査代
給料手当	8,200,000	8,092,000	108,000	職員給料、賞与
法定福利費	1,200,000	1,135,000	65,000	各種社会保険料
福利厚生費	350,000	350,000	0	健康診断手数料、退職金共済掛金
証紙仕入	29,000,000	29,000,000	0	長崎県収入証紙仕入
物品仕入	35,000	35,000	0	反射材等幹旋物仕入
諸雑費	500,000	350,000	150,000	パソコン、コピーリース料、保守料
減価償却費	189,893	198,972	△ 9,079	建物等減価償却費
管理費				
会議費	70,000	70,000	0	通常総会会場費、理事会
印刷製本費	60,000	60,000	0	総会資料印刷代
旅費交通費	100,000	75,000	25,000	県協会会議等旅費
通信運搬費	40,000	50,000	△ 10,000	総会通知切手代、運送代、電話代
支払手数料	10,000	10,000	0	郵便振替手数料
消耗品費	25,000	30,000	△ 5,000	事務用品、コピー用紙
水道光熱費	200,000	200,000	0	水道、電気、ガス
渉外費	50,000	50,000	0	慶弔費
諸負担金	105,000	110,000	△ 5,000	県協会会費、各種団体負担金
広報車維持費	50,000	50,000	0	ガソリン、車両保険、車両検査代
事務所維持費	82,000	82,000	0	火災保険料
租税公課	208,000	240,000	△ 32,000	事務所・車庫固定資産税
報償費	300,000	400,000	△ 100,000	理事会費用弁償
給料手当	480,000	473,000	7,000	職員給料、賞与
法定福利費	72,000	70,000	2,000	各種社会保険料
福利厚生費	20,000	20,000	0	健康診断手数料、退職金共済掛金
諸雑費	500,000	350,000	150,000	コピーリース料、保守料、税理士報酬
減価償却費	618,163	646,713	△ 28,550	建物等減価償却費
【経常費用計】	49,610,156	48,890,085	720,071	
評価損益等調整前 当期経常増減額	△ 10,868,556	△ 7,631,985	△ 3,236,581	
有価証券評価益	0	0	0	
当期経常増減額	△ 10,868,556	△ 7,631,985	△ 3,236,571	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
有価証券売却益	0	0	0	
有価証券償還益	0	0	0	
【経常外収益計】	0	0	0	
(2) 経常外費用				
【経常外費用計】	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 10,868,556	△ 7,631,985	△ 3,236,571	
一般正味財産期首残高	481,970,454	472,222,273	9,748,181	
一般正味財産期末残高	471,101,898	464,590,288	6,511,610	